

**令和5年度 被害者保護増進等事業費補助金
自動車運送事業の安全総合対策事業
(過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援)**

I. 補助対象・補助額

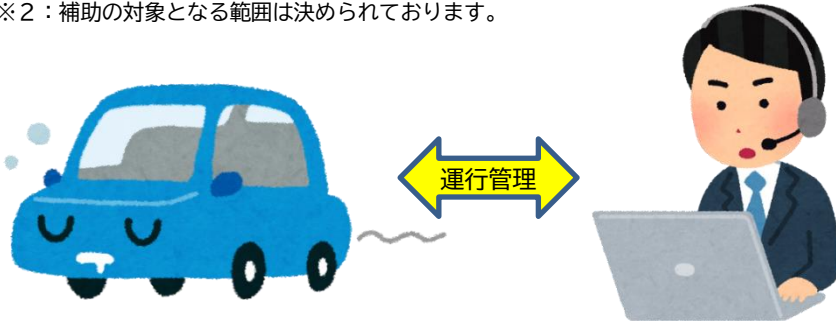
1. 過労運転防止のための機器購入に対する支援

下記に定める国土交通大臣が選定した機器導入を補助いたします。
※運行管理の高度化に対する支援機器としての申請はできません。

補助対象機器※1	補助率	その他
① I Tを活用した遠隔地における点呼機器(I T点呼機器)	導入経費の 1 / 2※2	1事業者当たりの上限80万円 ④・⑥については、1台あたり下記の補助限度額があります。 デジタル式運行記録計に係る車載器：3万円 デジタル式運行記録計に係る事業所用機器：10万円 映像記録型ドライブレコーダーに係る車載器：2万円 映像記録型ドライブレコーダーに係る事業所用機器：3万円 デジタル式運行記録計映像記録型ドライブレコーダー一体型：車載器5万円、事業所用13万円
②遠隔点呼機器		
③自動点呼機器		
④運行中における運転者の疲労状態を測定する機器		
⑤休憩時間における運転者の睡眠状態等を測定する機器		
⑥運行中の運行管理機器		

※1：補助対象となる機器の一覧はJATAホームページにて閲覧できます。

※2：補助の対象となる範囲は決められております。



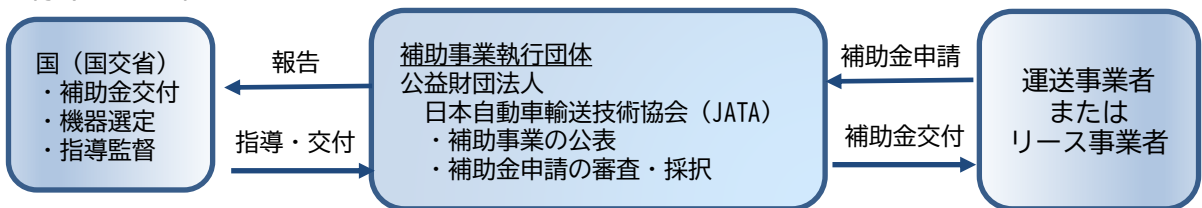
運転者の運転時間や体調を把握し、過労運転による事故の防止を図ります。

II. 補助金申請受付期間

公募開始日 令和5年8月10日～令和6年1月31日

但し、対象機器を購入してからの申請となります。(実績申請)

(事業スキーム)



事業詳細は、公益財団法人日本自動車輸送技術協会のホームページをご確認ください。

<https://jata-shinsei.my.site.com/portal>

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
【補助金執行グループ】
E-mail : kokuhojo@ataj.or.jp